

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	教育委員会 学校給食センター	
契約締結年月日	令和4年 4月 1日	
業 務 名	昇降機保守点検業務	
業 務 の 概 要	(1) 学校給食センターのエレベータの保守、点検 (2) 遠隔監視による運行異常等（閉じ込め防止等）の監視等 (3) 建築基準法第12条に基づく定期検査の実施	
契約金額（税込）	970,200円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	東芝エレベータ株式会社中部支社	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>当該昇降機は東芝エレベータ株式会社製であるため、電子制御装置等を持つ当該昇降機の点検を実施するには、同社独自の知識及び技術力によらなければ安全性を確保することができない。</p> <p>また、学校給食センターの業務内容及び人員配置等の関係により、絶えず昇降機を監視することは不可能である。</p> <p>東芝エレベータ株式会社は、設備に対する知識及び技術力を持ち、かつ、同昇降機の遠隔連続監視ができる唯一の業者であることから、東芝エレベータ株式会社中部支社を選定した。</p>	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、教育委員会事務局 学校給食センターです。